

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定

鳥取県公報

三日

◇条例

鳥取県立自然公園条例

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例
鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する
条例
鳥取県庁舎建設促進審議会設置条例を廃止す
る条例

鳥取県財産評価審議会設置条例
鳥取県史編さん審議会設置条例
鳥取県立整肢学園使用料手数料条例

鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料及び
授業料に関する条例
鳥取県立病院使用料手数料条例

鳥取県協同組合併助成条例
鳥取県漁業協同組合の求めに応じ出頭する鑑定
人又は参考人の手当に関する条例
職員の退職手当に関する条例の特例に関する

条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改
正する条例
特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を
改正する条例
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する

条例
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条
例
警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例
鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
低開発地域工業開発地区における県税の課税
免除に関する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等
の防止に関する条例
職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃
止する条例

条例

鳥取県立自然公園条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第二号

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県立自然公園 県内にあるすぐれた自然の風景地であつて、知事が第三条第一項の規定により指定するものをいう。

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 指定（第三条・第四条）
第三章 公園計画（第五条・第六条）
第四章 保護及び利用（第七条・第十二条）
第五章 雑則（第十三条）

- 第六章 罰則（第十三条～第十六条）
第七章 指定

- 第八章 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定に基づき、県立自然公園の指定、保護、利用等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

- 第三条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の長及び鳥取県観光総合審議会設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第六号）に基づき設置された鳥取県観光総合審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。
- 2 知事は、県立自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 県立自然公園の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

（指定）

（目的）

第四条 前条の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第三章 公園計画

（公園計画の決定）

第五条 公園計画は、知事が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第六条 前条の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

（特別地域）
第四章 保護及び利用

第七条 知事は、県立自然公園の風致を維持するため、

公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

- 第八条 前条第三項の許可には、県立自然公園の風致を維持するため必要な限度において、条件を附すること。
- 4 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものについては、前項の規定は、適用しない。
- （条件）

(原状回復命令等)

第九条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第七条第三項の規定又は前条の規定により許可に附せられた条件に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入検査)

第十条 知事は、第七条第三項又は前条の規定による处分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、特別地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第七条第三項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第十三条 第九条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反した者

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携

(集団施設地区)

第十五条 知事は、県立自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができます。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

第五章 雜則

ればならない。

とができる。

二 第八条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第十五条 第十条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する

ほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(鳥取県立公園条例の廃止)

2 鳥取県立公園条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第八号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に鳥取県立公園条例第二条の

規定により指定されている県立公園は、この条例による県立自然公園とみなし、その区域は、この条例による県立自然公園の区域とみなす。

(鳥取県監査委員条例の一部改正)

4 鳥取県観光総合審議会設置条例の一部改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 県立自然公園の指定、指定の解除若しくは区域の変更又は公園計画の決定、廃止若しくは変更

する。

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第三号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第

四十号) の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6.

ければならない。

00169

(第3種郵便物認可)

昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号

00170

(第3種郵便物認可)

7 昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号

第八条 法第二百四十二条第二項の規定による決算及び

証書類は翌年度九月三十日までに、法第二百四十四条第二項の規定による貸借対照表その他必要な書類は翌

年度五月三十一日までに、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十条第二項の規定によ

る決算及び証書類その他の書類は翌年度六月十日までに、それぞれ委員に提出し、その審査に付さなければ

ならない。

第九条を次のように改める。

第九条 法第二百四十二条第二項の規定による決算及び証書類の審査は審査に付された日から六十日以内に、法第二百四十四条第二項の規定による貸借対照表その

他必要な書類の審査は審査に付された日から三十日以内に、地方公営企業法第三十条第二項の規定による決

算及び証書類その他の書類の審査は審査に付された日から二十日以内に、その意見を付して知事に送付しな

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県産業教育審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県産業教育審議会条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一年」を「二年」に改める。

この条例は、昭和三十八年六月二十一日から施行する。

附 則

鳥取県産業教育審議会条例(昭和二十六年九月鳥取県

鳥取県府舎建設促進審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県府舎建設促進審議会設置条例を廃止

する条例
月鳥取県条例第三十号)は、廃止する。

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県財産評価審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県財産評価審議会設置条例

(設置)

2 同一の目的をもつて行なう一連又は一団の土地及び建物の購入、売却及び交換の場合における前項の規定の適用については、「一件」とあるのは「一連又は一

第一条 県有財産の購入、売却、交換等に関し、適正な評価を行なうことに資するため、鳥取県財産評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、その価格を調査審議する。

一 一件見積価格五百萬円以上の土地及び建物の購入
二 一件見積価格二百万円以上の土地及び建物の売却
及び交換

三 一件三千平方メートル以上の土地及び一件延べ面積一千五百平方メートル以上の建物の購入

四 一件一千五百平方メートル以上の土地及び一件延べ面積八百平方メートル以上止の建物の売却及び交換

五 前各号に掲げるもののほか、特に知事が必要と認める事項

昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号

9 昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号

「団」と読み替えるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議)

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特別の事情があると認めるときは、会長の指名した委員で審議会の会議を開くことができる。

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第八条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、第六条の規定にかかわらず、委員の過半数に文書をもつて合議し議決に代えることができる。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第八条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、第六条の規定にかかわらず、委員の過半数に文書をもつて合議し議決に代えることができる。

(雑則)

第九条 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県史編さん審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に
関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県立整肢学園使用料手数料条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県立整肢学園使用料手数料条例

(使用料及び手数料の納付)

第一条 鳥取県立整肢学園において医療若しくは健康診断を受け、文書の交付を受け、又はその施設を使用する者は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、こ
の条例の定めるところにより使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき使用料の額は、昭

和三十三年厚生省告示第百七十七号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づく
診療報酬点数表（甲）により算定した額によるほか、
別表第一のとおりとし、手数料の額は、別表第二のと
おりとする。

(使用料及び手数料の納付方法)

第三条 この条例の規定により納付する使用料及び手数料は、支払伝票により現金をもつて納付しなければならない。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるとときは、第一条の規定にかかわらず、使用料又は手数料を減免することができる。

(既納の使用料及び手数料)

第五条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県条例第九号

鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料

及び授業料に関する条例

(入学選抜手数料及び授業料の納付)

第一条 鳥取県立歯科衛生士学院（以下「学院」とい
う。）の入学選抜試験を受けようとする者は、この條
例の定めるところにより入学選抜手数料を納付しなけ
ればならない。

2 学院に在学する者は、この条例の定めるところによ
り授業料を納付しなければならない。

(入学選抜手数料及び授業料の額)

第二条 入学選抜手数料及び授業料の額は、次の各号の
とおりとする。

死体検案書

一通につき 百 円

入学選抜手数料 五百円

変死体検案書

一通につき 百 円

授業料（月額） 千五百円

各種証明書

一通につき 百五十円以内

入学選抜手数料及び授業料の納付方法

鳥取県立歯科衛生士学院入学選抜手数料及び授業料に
関する条例をここに公布する。

第三条 入学選抜手数料は、鳥取県収入証紙により納付しなければならない。

2 授業料は、毎月十日までに納額告知書により納付しなければならない。ただし、一月分の授業料の納付は一月二十日まで、八月分の授業料の納付は九月十日まで、納付期限以後に復学した者の当該復学の日の属する月分の授業料の納付はその月の末日までとする。

一月二十日まで、八月分の授業料の納付は九月十日まで、納付期限以後に復学した者の当該復学の日の属する月分の授業料の納付はその月の末日までとする。

第四条 休学が月の全部にわたるときは、当該月分の授業料の納付を免除する。

2 月の中途中に入学し、休学し、復学し、又は退学した者は、当該月分の授業料を納付しなければならない。

(既納の入学選抜手数料及び授業料)

第五条 既に納付した入学選抜手数料及び授業料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立病院使用料手数料条例をここに公布する。
昭和三十八年三月三十日

鳥取県条例第十号

鳥取県立病院使用料手数料条例

(使用料及び手数料の額)

第二条 前条の規定により納付すべき使用料の額は、昭和三十三年厚生省告示第百七十七号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づく算定した額によるほか、別表第一のとおりとし、手数料の額は、別表第二のとおりとする。

(使用料及び手数料の額)

二十四年一月鳥取県条例第五号)は、廃止する。

別表第一

一 診断料及び検査料

各種健康診断 一件につき 三百円 (一科のみの場

合は二百円)

生命保険診断	一件につき	二百円
恩給診断	一件につき	二百円
死体検案	一件につき	二百円
変死体検案	一件につき	四百円

二 分 べん料

単胎	二千五百円 (午後五時から翌日午前八時 三十分までの間は二割増)
双胎	五千円 (午後五時から翌日午前八時 三十分までの間は二割増)

三 特別室 一床 一日につき 四百円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例の廢止)
2 鳥取県立中央病院使用料及び手数料徴収条例(昭和)

(第3種郵便物)

昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号

15 昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第3種郵便
物認可)

甲 一人室	一床	一日につき	二百円
乙 二人室	一床	一日につき	百五十円
乙 二人室	一床	一日につき	百三十円
四人室	一床	一日につき	七十円
四人室	一床	一日につき	七十円

2 鳥取県立厚生病院

一人室	一床	一日につき	百円
二人室	一床	一日につき	四十円

甲 一人室

乙 二人室

甲 一人室

乙 二人室

別表第二

文書料

普通診断書	一日につき	六十円
各種健康診断書	一通につき	五十円
各種証明書	一通につき	百円
死亡診断書	一通につき	百五十円以内
生命保険診断書	一通につき	百円
恩給診断書	一通につき	三百円
死体検案書	一通につき	百円

(受講手数料の納付)

鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例

第一条 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)
 第二十二条第三項第二号、職業訓練法施行令(昭和三
 十三年政令第百九十九号)第一条第三号又は職業訓
 練法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十四年労働
 省令第十九号)附則第二項第五号の規定による訓練を
 受けようとする者は、この条例の定めるところにより、
 受講手数料を納付しなければならない。

(受講手数料の額)

第二条 受講手数料の額は、千円とする。

(受講手数料の納付方法)

第三条 受講手数料は、鳥取県収入証紙により納付しな

(既納の受講手数料)

第四条 既に納付した受講手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第十二号
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県漁業協同組合併助成条例

(目的)

第一条 この条例は、漁業協同組合(以下「組合」とい
 う。)の健全な発展に資するため、組合の合併につ
 いての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立
 するのに必要な助成の措置を定めて、組合の合併の促

進を図ることを目的とする。

(助成措置)

第二条 知事は、予算の範囲内において、規則で定める
 ところにより、市町村に対し、次の各号に掲げる経費
 につき、補助金を交付することができる。

一 組合が合併した場合にその合併後存続する組合又
 は合併によって設立する組合(以下「合併組合」と
 いう。)に対し、合併に関する調査研究のために要
 した経費を市町村が補助する場合における当該補助

に要する経費

二 合併に際して、合併する組合の組合員の持分を調
 整するため組合が当該組合の組合員に貸し付けた資
 金の利息を合併組合が減免した場合に、当該合併組
 合に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に
 相当する金額を市町村が補助する場合における当該補助

補助に要する経費

三 合併組合が合併前の組合から引き継いだ固定した
 債権のうち知事が認定した額に相当する資金を調達

鳥取県職業訓練指導員養成訓練受講手数料条例をここ
 に公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

麥死体検案書 一通につき 百円

するためには借り入れた借入金の利子の支払を要する経費

経費の全部又は一部に相当する金額を市町村が補助

する場合における当該補助を要する経費

四 合併組合がその事業経営を適正かつ能率的なもの

にするため、施設の統合整備を行なう場合における

施設の改良、造成又は取得に要する経費を市町村が

補助する場合における当該補助を要する経費

(補助対象)

第三条、前条の規定により補助金の交付を受けることのできる市町村は、次の各号の要件のすべてをみたす合

併組合に対し助成を行なう市町村とする。

一 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)

第十四条第一項に規定する勧告を受けて合

併した組合であること。

二 合併経営計画を立てて合併した組合であること。

三 昭和三十七年四月一日から昭和四十一年三月三十日までに合併した組合であること。

四 前項第二号の合併経営計画は、知事の認定を受けた組合であること。

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県収用委員会の求めに応じ出頭する鑑定人又は参考人の手当に関する条例

(趣旨)

第一条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十五条第一項第一号又は第二号(第九十四条第六項(第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する場合を含む。

第六十五条第一項第一号又は第二号(第九十四条第六項(第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する場合を含む。

(手当の額)

第二条 鑑定人の手当の額は、鑑定に要する手数及び鑑定の内容により千円以上一万円以下の範囲において、

知事がそのつど定める。

2 参考人の手当の額は、一日につき千二百円をこえな

い範囲において、知事がそのつど定める。

(手当の支給)

第三条 手当は、鑑定又は審問のつど支給する。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

職期間

この者の国家公務員としての引き続いた在職

職員としての引き続いた在職期間に通算する。
職員としての引き続いた在職期間に通算する。以下同じ。」は、職員としての引き続いた在職期間に通算する。

2 他の都道府県の警察職員たる者が引き続いて職員となつた場合において、その者が警察法施行の際現に自動体警察職員たる者より引き続き地方警察職員となつた者であるときは、その者の自治体警察職員としての引き続いた在職期間及び当該都道府県警察職員としての引き続いた在職期間には、職員としての引き続いた在職期間に通算する。

(在職期間の計算)

第三条 本県内において、国家地方警察職員から引き続き自治体警察職員となり、又は自治体警察職員から引き続き国家地方警察職員となり、若しくは自治体警察職員から引き続き他の自治体警察職員になつた者で、退職手当の支給を受けた者が引き続いて職員となつた場合、その者の在職期間の計算は、条例第九条第五項ただし書及び附則第七項の規定にかかわらず、これを

(鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例の廃止)
2 鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十五号)は、廃止する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

(鳥取県条例第十五号)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改める。

第二条第五号を次のように改める。

当

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改める。

五 結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当

第十一条 結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当は、看護婦、准看護婦、看護助手又は用務員が病院の結核病棟又は伝染病棟において業務に従事したときに支給する。

第十二条第二項中「三十四円」を「六十円」に改め

る。

第十二条第二項中「七千円」を「九千円」に、「五千

円」を「七千円」に改め、「六級月額三千円」を削

職員として在職した期間とみなして通算する。

職員として在職した期間とみなして通算する。
(退職手当を受けた者の退職手当)

第四条 前条の規定により計算した在職期間に対する退職手当の額は、条例第三条、第四条又は第五条の規定により計算して得た退職手当の額から、その者が退職した際に受けた退職手当の額を基礎とし、経済事情の変動等を考慮して、人事委員会の定める額を控除した額とする。

(在職期間の計算)

第五条 第三条に規定する在職期間の計算の特例を除外、在職期間の計算については、昭和二十九年三月一日以後の在職期間にあつては、条例第九条第五項の規定を、同年二月二十八日以前の在職期間にあつては、条例附則第七項から第十項までの規定を適用する。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。

(附則)

第二条に次の三号を加える。

二十三 爆発物検査業務従事職員の特殊勤務手当

二十四 と畜検査員の特殊勤務手当

二十五 狂犬病予防員の特殊勤務手当

第六条中「三十円」を「六十円」に改める。

第十条を次のように改める。

(結核病棟及び伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当)

第十一条 結核病棟又は伝染病棟業務従事職員の特殊勤務手当は、看護婦、准看護婦、看護助手又は用務員が病

院の結核病棟又は伝染病棟において業務に従事したときに支給する。

第十二条第二項中「三十四円」を「六十円」に改め

る。

第十二条第二項中「七千円」を「九千円」に、「五千

円」を「七千円」に改め、「六級月額三千円」を削

委 安 委 員 會 員	委 員 長	委 員	委 員	專 門 委 員	專 門 委 員
附屬機關の委員その他これに類する構成員	"	"	"	一等運賃	二等運賃
選　　舉　　分　　會　　長	"	"	"	六以内	"
選　　舉　　分　　會　　長	"	"	"	三五〇	一、九〇〇
審　　查　　分　　會　　長	"	"	"	一、五〇〇	三五〇
投　　票　　管　　理　　者	"	"	"	"	"
開　　票　　管　　理　　者	"	"	"	"	"
選　　舉　　立　　會　　人	"	"	"	"	"
審　　查　　分　　會　　立　　會　　人	"	"	"	"	"
投　　票　　立　　會　　人	"	"	"	"	"
開　　票　　立　　會　　人	"	"	"	"	"
六以内	三五〇以内	一、九〇〇以内	一、五〇〇以内	三五〇以内	"
その他特別職の職員	三五〇以内	一、九〇〇以内	一、五〇〇以内	三五〇以内	"

備考　宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大藏省令第四十五号。以下「大藏省令」という。）で定める地域並びにその他と

れらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

3 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

職員等の旅費に関する条例の一部を
改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この条例において「何等級」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける者にあつては、職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）別表第一行政職給料表等級別区分表に定める等級をいい、行政職給料表の適用を受けない者にあつては、人事委員会規則で定めるこれに相当する等級又は等級号給をいうものとする。

3 この条例において「何等級何号給」という場合には、行政職給料表の適用を受ける者にあつては、当該行政職給料表の適用を受ける者にあつては、当該行政職給料表を次のように改める。

給料表による等級の号給をいい、行政職給料表の適用を受けない者にあつては、人事委員会規則で定めるこ

別表

一 車賃、日当、宿泊料及び食事料

区	分	車 ト リ 一 キ ロ メ ト ル に つ き)	日 (一 日 だ つき)	當 宿 泊 料 (一 夜 に つき)	食 事 料 (一 夜 に つき)
一等級の職務にある者	七 円	四〇〇	二、三〇〇 円	一、八〇〇 円	四〇〇 円
二等級又は三等級の職務にある者	六	三五〇	一、九〇〇	一、五〇〇	三五〇
四等級以下の職務にある者	五	三〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	三〇〇

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「大蔵省令」という。）で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区 分	鐵道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鐵道五百キロメートル以上一千キロメートル未満	鐵道三百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	鐵道五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鐵道一千五百キロメートル以上三千キロメートル未満	鐵道二千キロメートル以上
	五百キロメートル未満	一千五百キロメートル未満	二千五百キロメートル未満	三千五百キロメートル未満	四千五百キロメートル未満	五千五百キロメートル以上

一等級の職務に ある者	一九、二〇〇円	二二、四〇〇円	二七、二〇〇円	三〇、四〇〇円	四〇〇円	四三、二〇〇円	五六、〇〇〇円	七〇、四〇〇円	八八、〇〇〇円
二等級の職務に ある者	一六、八〇〇円	一九、六〇〇円	三三、八〇〇円	二六、六〇〇円	三七、八〇〇円	四九、〇〇〇円	六一、六〇〇円	七七、〇〇〇円	
三等級の職務に ある者	一四、四〇〇円	一六、八〇〇円	二〇、四〇〇円	三一、八〇〇円	三二、四〇〇円	四二、〇〇〇円	五一、八〇〇円	六六、〇〇〇円	
四等級の職務に ある者	一三、一一〇円	一五、四〇〇円	一八、七〇〇円	二〇、九〇〇円	二九、七〇〇円	三八、五〇〇円	四八、四〇〇円	六〇、五〇〇円	
五等級以下 の職務に ある者	一二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	

備考 路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(公聴会参加者等の実費弁償条例の廃止)

2 公聴会参加者等の実費弁償条例(昭和二十二年六月

鳥取県条例第十七号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例

の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県警察職員定員条例の一部を

改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

イ 警視

ロ 警部

ハ 警部補・巡査部長

ニ 巡査(警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。)

二 一般職員

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

る条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の

一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年

七月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の三号を加える。

七 交通取締作業

八 看守作業

九 術科指導作業

第四条第一項中「三十六円」を「八十円」に、同条第二項中「四十七円」を「百五円」に、「七十二円」を

「百六十円」に改める。

より、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

一 事業税 設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以降三年間の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして低開発地域工業開発促進法施行令第三条第一号の額の計算に関する省令(昭和三十七年自治省令第十二号)の規定により計算した額に対して課する額

二 不動産取得税 租税特別措置法第十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地の取得(法第二条第一項の規定による開発地区の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する額

三 県が課する固定資産税 設備を新設し、又は増設した場合において、当該設備に対し固定資産税を課

することとなつた年度以降三年度間の各年度における当該新設し、又は増設した設備に対して課する額(課税免除の届出等)

第三条 前条の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を、設備又は敷地である土地を事業の用に供することとなつた日から三十日以内に県税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名称
二 事業の種類及び製品名
三 事業計画
四 設備の名称、構造、数量及び価格又は土地の面積及び価格

五 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査することができる。

(虚偽の届出者等に対する措置)

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号
低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例

(目的)

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 知事の事務部局の職員 三、四五一人

イ 一般会計支弁に係る職員 三、〇七〇人

ロ 特別会計支弁に係る職員 三八一人

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

第二条 開発地区内において、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける設備(以下「設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定に

製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除について必要な事項を定め、もつて県内産業の振興を図ることを目的とする。

(課税免除)

二 条の規定により、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受ける設備(以下「設備」という。)を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除について必要な事項を定め、もつて県内産業の振興を図ることを目的とする。

鳥取県 知事 石 破 二 朗

00193

昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号

第四条 前条第一項の規定による期限内に正当な理由がなくして届出をせず、若しくは偽りその他不正の事実を記載じて同条同項の届出をした者又は正当な理由なくして同条第二項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第二条の規定は適用しないものとする。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の県税から適用する。

(鳥取県工場設置奨励条例の適用除外)

第二条 鳥取県工場設置奨励条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第九号)は、開発地区内における開発地区的指定の日以後に係る工場の新設又は増設部分については、適用しない。

(読み替え規定)

第三条 この条例の施行の日前において、本則第二条の規定により県税を課されないこととなる者については、本則第三条第一項中「設備又は敷地である土地を事業の用に供すこととなつた日から三十日」とあるのは「施行の日から三十日」と読み替えるものとする。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて県民及び滞在者等の平穏な生活を保持することを目的とする。

(粗暴行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第二条 何人も、婦女に対し、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)

又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、婦女を著しくしゆう恥させ、又は婦女に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

(押売行為等の禁止)

第三条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとひ、いいがかりをつけ等迷惑を覚えさせるような言動で金品を要求してはならない。

(押売行為等の禁止)

第四条 何人も、人の住居又は建造物を訪れて、物品の売買若しくは提供、広告若しくは寄附の募集又は物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供(以下「売買等」という。)を行なうに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居、建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。

二 売買等の申込みをことわられたのにかかわらず、物品を展示し、すわり込む等すみやかにその場から立ち去らうこと。

三 依頼又は承諾がないのに、物品の提供又は物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供を行な

つて、その対価をしつように要求すること。

2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して売買等を行なうに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は依頼若しくは承諾がないのに物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供を行なつてその対価をしつように要求してはならない。

(景品買い行為の禁止)

第五条 何人も、遊技場（風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第九号）第一条第七号に規定する遊技場をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売し、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき又は遊技客につきまして、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。

(不当な客引行為の禁止)

第六条 何人も、公衆の目にふれるような場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはな

らない。

二 前号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげる等によりしつように客引きをすること。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第七条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(罰則)

第八条 第二条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処

00196

33 昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第三種郵便物認可)

00195

昭和38年3月30日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第21号 (第三種郵便物認可) 32

19,300 20,800 」	別表第一の四等級の項中 「 10,300 10,700 11,100 11,600 12,100 12,800 13,700 14,600 15,500 16,400 17,300 18,300 19,300 20,300 20,900 21,400 21,900 」 を 「 17,600 19,100 20,700 」 に、同表の五等級の項中 「 10,300 10,700 11,100 11,600 12,100 12,800 13,700 14,600 15,500 16,400 17,300 18,300 19,300 20,300 20,900 21,400 21,900 」 を 「 17,700 19,200 20,800 」 に、同表の六等級の項中 「 10,300 10,700 11,100 11,600 12,100 12,800 13,700 14,600 15,500 16,400 17,300 18,300 19,300 20,300 20,900 21,400 21,900 」 を 「 17,700 19,200 20,800 」 に改める。 に、同表の五等級の項中 「 12,300 12,700 13,100 13,700 14,700 15,700 16,700 17,800 19,300 20,800 」 に改める。	別表第二の三等級の項中 「 16,600 17,700 19,200 20,800 」 を 「 16,700 17,800 19,300 20,900 」 に、同表の三等級の項中 「 16,600 17,700 19,200 20,700 」 を 「 16,700 17,800 19,300 20,900 」 に改める。
-----------------------	---	---

する。

2 常習として第二条から第六条までの規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰

附 則

この条例は、昭和三十八年六月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第二十三号

職員の給与に関する条例の一部改正

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十五号)の一項を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

(旧号給を受けていた期間の特例)

7 附則別表第六に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号給が教育職給料表(二)の二等級の二十二号給から三十五号給までの号給である職員(以下この項において「教育職員」という。)以外の職員につてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員につてはこれらの規定中「旧号給を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

(勤勉手当の額の特例)

12 昭和三十七年十二月十五日において改正前の給与条例の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の給与条例の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の給与条例の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十三項を附則第十四項とし、附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項の次に次の一項を加える。

(勤勉手当の額の特例)

12 昭和三十七年十二月十五日において改正前の給与条例の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の給与条例の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、改正後の給与条例の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の給与条例の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

別表第三のイ教育職給料表(二)の三等級の項中

17,400	11,400	11,800	11,100
17,400	11,800	11,600	11,600
17,400	11,800	12,100	12,100
17,400	11,800	12,800	12,800
17,400	11,800	13,500	13,500
17,400	11,800	14,500	14,500
17,400	11,800	15,600	15,600
17,400	11,800	16,700	16,700

を「11,400」に改める。

別表第四の四等級の項中

17,400	12,100	12,200	12,800
17,400	12,100	13,000	13,900
17,400	12,100	14,000	15,000
17,400	12,100	15,000	16,100
17,400	12,100	16,100	17,200

を「12,100」に改める。

17,400	11,000	11,400	11,800
17,400	11,000	11,800	12,200
17,400	11,000	12,200	12,800
17,400	11,000	12,800	13,500
17,400	11,000	13,500	14,500
17,400	11,000	14,500	15,600
17,400	11,000	15,600	16,700

を「11,000」に改める。

別表第五のハ医療職給料表(二)の三等級の項中

17,400	12,100	12,200	12,800
17,400	12,100	13,000	13,900
17,400	12,100	14,000	15,000
17,400	12,100	15,000	16,100
17,400	12,100	16,100	17,200

を「12,100」に改める。

別表第五のハ医療職給料表(二)の二等級の項中

17,400	11,000	11,400	11,800
17,400	11,000	11,800	12,200
17,400	11,000	12,200	12,800
17,400	11,000	12,800	13,600
17,400	11,000	13,600	14,500
17,400	11,000	14,500	15,400
17,400	11,000	15,400	16,400

を「11,000」に改める。

附則別表第一の四等級の項中「18,700
19,800
21,000」を「18,800
19,900
21,100」に、同表の五等級の項中「18,600
19,700
20,800」を「18,700
19,800
21,000」に、同表の六等級の項中「18,200
19,100
19,700」を「18,300
19,200
19,800」に、同表の五等級の項中「18,900
20,000
21,200」を「18,900
20,000
21,200」に、同表の四等級及び五等級の項中「18,800
19,900
21,100」を「18,900
20,000
21,200」に、同表の三等級の項中「18,600
19,700
20,800」を「18,700
19,800
20,900」に、同表の二等級の項中「18,300
19,200
19,900」を「18,400
19,300
20,000」を「18,500
19,400
20,500」に改める。

六等級の項中「18,200
19,100
19,700」を「18,300
19,200
19,800」に改める。

附則別表第二の三等級の項中「18,800
19,900
21,100」を「18,900
20,000
21,200」に改める。

附則別表第五のハ医療職給料表の適用を受ける者の二等級の項中「18,600
19,600
20,600」を「18,700
19,700
20,700」に、同表の四等級の項中「18,300
19,200
19,900」を「18,400
19,300
20,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例(昭和三十一
年七月鳥取県条例第三十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
(走価一部月額二五〇円(配達料共)) 所

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する

附 則

この条例は、昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

附 則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する

附 則

この条例は、昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

鳥取県農山漁村振興対策審議会設置条例を廃止する

附 則

この条例は、昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石破二朗

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。